

定額給付金 子育て応援特別手当の 申請はお早めに!

仙北市の定額給付金・子育て応援特別手当の申請期限は、平成21年9月30日までとなっております。

申請期限を過ぎてしまうと、定額給付金・子育て応援特別手当を受け取ることはできません。まだ申請がお済でない方は、お早めに申請してください。

■問合せ:

定額給付金:仙北市総務課
TEL (43) 1111

子育て応援特別手当:
仙北市福祉事務所 長寿子育て課
TEL (43) 2280

児童扶養手当現況届を提出してください

児童扶養手当の受給資格がある方は、支給要件の確認のために毎年8月中旬に現況届を提出する必要があります。

提出がない場合は8月分以降の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

日程及び会場

8月 6日(木)	仙北市福祉医療センター(神代出張所)
8月 7日(金)	角館庁舎西側庁舎
8月10日(月)	
8月11日(火)	西木開発センター
8月12日(水)	仙北市健康増進センター(田沢湖病院内)

※詳細は、郵送済みの通知をご覧ください。

■問合せ:長寿子育て課 総務企画係 TEL (43) 2280

8月1日～31日は道路ふれあい月間です

標語

『また歩こうそんな気になる道がいい』

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険のサービスを利用する時は 「申請」をして要介護認定を受けましょう

申請から要介護認定まで

○申請できる方

- ・第1号被保険者(65歳以上の方)
- ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満で、介護が必要になった原因が、がん末期や脳梗塞など16種類の特定疾病と診断された方)

○申請の仕方

- ・申請書に被保険者証(第2号被保険者は医療保険の被保険者証)を添えて市、町の介護保険担当課や地域包括支援センター、介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口で入手できます。
- ・申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
- ・すでに介護保険の認定を受けている方には認定有効期間終了の60日前に、更新申請の手続きの用紙が送付されます。今後続けてサービスを利用する方は、その更新申請用紙に必要事項を記入し、現在使用している被保険者証を持参して各窓口へ提出してください。

○要介護認定

- ・認定調査(心身の状態や日常生活能力などについての調査)の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- ・認定結果は「非該当」「要支援1、2」「要介護1～5」に分かれます。
なお、認定の有効期間は最長で24ヶ月です。(新規申請の方は6ヶ月です)
- ・認定は、原則として、申請から30日以内に行われます。ただし、特別な理由で認定が遅れる場合は、遅れる理由といつごろ認定される予定かを通知します。

■問い合わせ先:介護保険事務所 認定審査班 TEL0187(86)3912
仙北市福祉事務所 長寿子育て課 長寿生きがい係 TEL(43)2281